

農業協同組合における監査制度の変遷に関する一考察

A Study of the Transition of the Audit System in Agricultural Cooperatives

若原 憲 男¹⁾

抄録

農業協同組合は、株式会社と組織形態が異なるため、株式会社に適用される公認会計士監査の対象にはならず、農業協同組合法上の中央会監査制度¹を通じて発展してきた歴史的経緯がある。しかし、2015年8月、政府は、農業協同組合法の改正を通じて、信用金庫・信用組合における公認会計士監査制度とのイコール・フットィング等を理由に、中央会監査制度から公認会計士監査制度への移行を決定した。これは、全国農業協同組合中央会（以下「JA全中」という。）が誕生して以来、約60年ぶりとなる監査制度の大改革であった。JAグループでは、監査制度の大転換に対応するべく、JA全中の内部組織であるJA全国監査機構の外出しを実施し、「みのり監査法人」を設立した。そこで、これらの農業協同組合における監査制度の変遷をふまえて、公認会計士と農業協同組合監査士の協業による監査（以下「協業監査²」という。）の現状および展望と課題について考察する。

キーワード：中央会監査 農業協同組合法 農協改革 協業監査 みのり監査法人

はじめに

農業協同組合は、農業者を中心とした組合員が、農家の営農と生活を守り高めることなど、より良い地域社会を築くことを目的に組織された協働組合である³。1990年代以降のわが国における少子高齢化問題は、基幹的農業従事者数⁴の減少にも直撃しており、2000年から2020年までの20年間で、240万人から136万人に半減している⁵。そのような担い手不足の問題を抱えるなかで、営農と地域生活を守り高めてきた全国に点在する農業協同組合の存在意義は大きい。そして、農業協同組合の経営を支えてきたのは、各農業協同組合の自己改革はもちろんのこと、中央会監査制度も重要な役割を担ってきた。しかし、農協改革を通じて、中央会監査制度の仕組みが見直され、株式会社と同様の公認会計士監査制度が導入されることに決まるなど、まさに監査制度の大転換期を迎えるに至ったのである。なお、中央会監査制度の廃止にかかる経緯・課題については、多木（2020）、正木（2016）、小関（2015）において整理されている。この監査制度の大転換に対応するため、JAグループは、みのり監査法人を設立し、今後の厳しい経営環境を乗り越えようとしている。

しかし、農業協同組合は、後述にはなるが非営利組織であり、利潤を追求する株式会社の組

1) 豊橋創造大学経営学部経営学科

織運営とは大きく異なる。中央会監査制度から内部統制を前提とする公認会計士監査制度への移行は、今後の経営状況の厳しさを増す農業協同組合にとって、過度な経済的負担増につながり、組合経営を圧迫しかねない。加えて、全国各地に点在する農業協同組合は、監査契約を締結できる監査法人を見つけることが出来るのか、課題も残る。そこで本稿では、農業協同組合における監査制度の変遷に着目しながら、中央会監査制度の農業協同組合監査士の位置付けおよび発展経緯について整理・考察をするとともに、農林水産省により公表された実態調査⁶に基づき、公認会計士監査移行後の農業協同組合監査の現状を把握する。そして、一般の監査法人とは異なり、公認会計士と農業協同組合監査士が協業する「みのり監査法人」を中心とした農業協同組合監査が、社会から要請される監査の期待にどのように応えていくのか、今後の展望と課題について考察したい。

本稿の構成は、はじめに、農業協同組合における中央会監査制度の歴史的経緯について説明する。次に、農協改革を通じた中央会監査制度の見直しおよび公認会計士監査制度導入による利点や課題について考察する。最後に、農業協同組合監査制度の現状を把握し、今後の展望と課題について考察する。

I. 農業協同組合における中央会監査制度

1. 農業協同組合と株式会社との違い

農業協同組合は、農業者等の組合員により自主的に設立される相互扶助組織であり⁷、農業者が農業生産力の増進およびその経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的として設立された協同組合である。JA (Japan Agricultural Co-operatives) とも呼ばれ、新しい農業協同組合を象徴する愛称として使われている⁸。また、農協ともいう。

協同組合は、その設立の基本的な考え方や組織運営について株式会社とは大きく異なり、主に以下の3点を挙げる事ができる⁹。

1) 組織設立の基本的な考え方の違い

協同組合では「相互扶助の精神」、株式会社では「より多くの利潤を確保するための競争原理」を基本的な考え方としている。

2) 目的の違い

協同組合では「組合員の生産と生活を守り向上させること（協同組合自体の利潤の追求を目的としていない）」、株式会社では「利潤の追求」を目的としている。

3) 組織者・利用者・運営者の違い

協同組合は「組織者と利用者と運営者が同一人（組合員の、組合員による、組合員のための組織）」、株式会社では「三者は同一人ではない」点に違いがある。

協同組合と株式会社との一般的な違いについてまとめると、以下の表1のようになる。

表1 協同組合と株式会社との一般的な違い

	協 同 組 合	株 式 会 社
目 的	組合員の生産と生活を守り向上させる (組合員の経済的・社会的地位の向上, 組合員および会員のための最大奉仕) ⇒ 非営利目的	利潤の追求 ⇒ 営利
組 織 者	農業者, 漁業者, 森林所有者, 勤労者, 消費者, 中小規模の事業者など ⇒ 組合員	投資家, 法人 ⇒ 株主
事業, 利用者	事業は根拠法で限定, 事業利用を通じた 組合員へのサービス, 利用者は組合員	事業は限定されない, 利益の分配を通 じた株主へのサービス, 利用者は不特 定多数の顧客
運 営 者	組合員 (その代表者)	株主代理人としての専門経営者
運 営 方 法	1人1票制 (人間平等主義に基づく民主的運営)	1株1票制 (株主による運営支配)
買 取	不可能	可能
行 動 原 理	助け合いの精神で長期的多面的な利益を 優先	競争主義による短期的な自己の利益を 最優先

出所：全国農業協同組合連合会（2023）、全国農業協同組合中央会（2022）p.15 に基づき筆者作成

以上のように、農業協同組合と株式会社の設立目的や組織運営は大きく異なるため、2018年度以前の農業協同組合では、株式会社で適用されている会計監査人¹⁰ 監査制度は導入されていなかった。そこで、2018年度以前に適用されていた農業協同組合における中央会監査制度の概要について説明する。

2. 中央会監査制度の概要

農業協同組合における監査制度の歴史は、戦前の産業組合¹¹ 中央会監査部設置（1924年）にまでさかのぼる¹²。そして、戦後となる1947年には、農業協同組合法が制定され、農業協同組合が発足した¹³。しかし、戦後の大きな経済変動の影響を受けて、著しい経営不振に陥る農業協同組合が続出した¹⁴ため、強力な指導機関の設立なしには今後の農協の健全な発展は見込めない¹⁵状況に陥った。この対応措置として、1954年の農業協同組合法の改正により、JA全中および各都道府県農業協同組合中央会（以下「JA都道府県中央会」という。）が設置され、農業協同組合の監査¹⁶を担うこととなった。これが、中央会監査制度の発足となる¹⁷。

その後も、1989年には農林水産省通達に基づく決算監査を導入し、2002年にはJA全中にJA全国監査機構が発足し、JA都道府県中央会が担ってきた監査を全国統合するなど、発展を遂げた¹⁸。

中央会監査制度の発展経緯をまとめると、以下の表2のようになる。

表2 中央会監査制度の発展経緯

西暦	主な出来事	中央会監査制度
1924		産業組合中央会に監査部設置
1927	計理士制度発足（公認会計士の前身）	
1945	第二次世界大戦終戦 占領軍（GHQ）「農地制度の改革に関する覚書」	
1947	農業協同組合法公布	農業協同組合監査連合会に改組
1948	公認会計士制度発足	全国指導農業協同組合連合会設立
1954	デフレ政策で日本経済が不景気に突入 農協の経営が悪化	
1954		JA 全中設立 (農業協同組合監査士制度発足)
1961	農業基本法制定	
1989		農林水産省通達に基づく農協中央会の決算 監査導入
1996	金融3法成立（健全性確保法，更生特例法， 預金保険法の改正法） ※住宅金融専門会社7社の破綻処理のため 6,850億円の公的資金投入決定等を受けて	農業協同組合法に基づく農協中央会の決算 監査導入（通達から法律に格上げ）
2002	ペイオフ解禁	JA 全中に JA 全国監査機構が発足（各 JA 都道府県中央会が担ってきた監査を全国に 統合）
2003		負債 200 億円以上の連合会監査の法定化
2004		貯金 200 億円以上の JA 監査の法定化
2008	リーマン・ショック	暫定広域審査会設置 JA 全国監査機構「行動計画」策定
2010		広域審査体制・連合会監査専門チーム発足
2011	東日本大震災	
2013		JA 全国監査機構に品質管理課が発足（品質 管理専門部署による品質管理の強化：上級 指導監査士と公認会計士が常駐して品質管 理業務を行う）

出所：全国農業協同組合中央会（2013c）p.6 に基づき筆者作成

一般の公認会計士監査制度と比較し，中央会監査制度の大きな特徴として挙げられるのは，主に以下の2点と考える。

一点目は，農業協同組合監査士¹⁹（以下「農協監査士」という。）が監査を担う点である。農協監査士の資格は，農業協同組合監査士試験に合格し，一定の研修および実務経験²⁰を経たうえで取得することができる。資格試験として課される科目は，監査，財務会計，経営管理，農協制度，関係法（法人税法，民法）であり，公認会計士試験におおむね準ずる形での試験²¹である。一般の公認会計士に比べて，農業協同組合業務に関する深い知見を有している。

二点目は、監査の内容である。中央会監査は、組合の会計処理の適正性とどまらず、組織・業務運営全般が法令等に準拠し、組合員に奉仕するという目的に沿って効果的かつ効率的に行われているかについて検証をすることにより、農協に対する評価と信頼を確保することを目的に実施してきた²²。つまり、会計監査のみならず、業務監査を実施している点である。歴史的にみれば、業務監査に重きをおく監査手法である。

なお、中央会監査制度は、農業協同組合の期待に応えるかのように、過去から進化を続けてきた。2010年度には、従来都道府県監査部に配置していた審査機能を本部に集約することにより、更なる独立性の強化を図った。更に2013年度には、品質管理を一層強化するため、農業協同組合に対する監査品質の高位平準化に取り組むなど、業務監査のみならず財務諸表等監査の実施体制強化も進めた。

II. 農業協同組合監査制度の変遷

1. 中央会監査制度の見直しに向けた動き

2013年11月、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議は、農業の成長産業化を実現するために「今後の農業改革の方向について」を公表し、その中で農業協同組合についても触れており、農政における農業協同組合の位置付け、事業・組織の在り方、今後の役割について見直しを図るべきと指摘している。具体的には、各農業協同組合が個々の農業者の所得増大に傾注できるよう、コンプライアンスの充実など組織運営のガバナンスについての見直しを図るとともに、行政的役割の負担軽減や他の団体とのイコール・フッティングを促進することを求めるものであった。更に、農業協同組合に関する議論は、規制改革会議農業ワーキング・グループにおいても続けられ、2014年5月には「農業改革に関する意見」を公表し、各農業協同組合が地域の多様な実情に即して独自性を発揮し、自主的に地域産業の発展に取り組むことができる体制を整備するために、農業協同組合法に基づく中央会制度の廃止を提言した。

2014年11月には、規制改革会議において「農業協同組合の見直しに関する意見」を公表し、中央会監査制度の問題点を指摘している。主に2点あり、①単協²³の経営相談と監査を同一の主体が実施することは、「監査の独立」により、その信頼性を確保していく上で問題があり、中央会監査は真の意味での外部監査とは言い難いこと、②農協信用事業の信用力を維持するためにも、全中監査（中央会監査）の義務付けは廃止することが必要である、という内容であった。

以上、規制改革会議における議論において、中央会監査制度に対してなされてきた主な提言内容を整理すると、以下の2点をふまえ、単協に外部監査の積極的な導入を図ろうとしたのである²⁴。

- 1) 組合ガバナンスの強化
- 2) 信用事業の持つ社会性

以上の議論をふまえ、2015年9月（施行日：2016年4月1日）に、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が公布され、2019年10月以降に公認会計士監査が義務化されるとともに、農業協同組合法に基づく中央会監査制度が廃止されることになった。

中央会監査制度と公認会計士監査制度との違いをまとめると、以下の表3のようになる。

表1 協同組合と株式会社との一般的な違い

	農業協同組合中央会監査	公認会計士監査
監 査 主 体	JA 全中	公認会計士または監査法人
資 格 試 験	農協監査士試験（農業協同組合法の省令に基づき全国農業協同組合中央会が実施）	公認会計士試験（公認会計士法に基づき国が実施）
監 査 責 任	法人としての JA 全中が監査責任を負い、その代表者である監査委員長が監査報告書に署名	公認会計士または監査法人の社員が監査責任者として監査報告書に署名し、監査責任を負う。
監 査 方 法	事務の適正性を確保するための事務のチェックおよび財務諸表数値の検証 ※ 2015年度よりリスクアプローチ監査を段階的に導入	監査基準委員会報告書に基づくリスクアプローチ監査
監 査 範 囲	財務諸表監査と業務監査	主として財務諸表監査 ※会計処理基準の採用に関する助言・指導業務等は同時提供可能
財 務 諸 表 の 適 正 性	JA 全中、行政、連合会等の外部指導団体が、JA の内部統制を補完し、適正性を確保	JA 自ら構築した内部統制を前提に会計監査人は監査を実施
監 査 費 用	JA 全中の賦課金として JA 等が負担 ※賦課金の基準は組合員数割・事業量割で決定	監査報酬として、JA ごとに決定 ※監査報酬は、JA の組織規模、リスクの度合等により決定
監 査 人 の 監 督	JA 全中に対する農林水産省の検査、指示、必要措置命令等に対応	監査事務所への公認会計士協会による品質管理レビューの実施 ※実施結果は公認会計士・監査審査会に報告され、場合によっては金融庁へ報告・懲戒処分等が決定

出所：みのり監査法人（2018）pp.3-4 に基づき筆者作成

ただし、私たちは、中央会監査が戦前の産業組合中央会監査からの実績と伝統がその礎となり発展を続け、農協界から一定の評価を受けてきた監査制度である²⁵ことは忘れてはならない。

2. 公認会計士監査制度の導入

2015年の農業協同組合法改正（2016年4月1日施行）により、貯金量200億円以上の各地域のJAは、2019年9月末までに会計監査人の設置を義務付けられ、公認会計士による監査の導入を決定することになった。主な理由は、以下の通りである。

- 1) 信用金庫・信用組合等における公認会計士監査制度とのイコール・フットイング
- 2) 外部監査（リスクアプローチ監査）の導入に伴う組合ガバナンスや内部統制に関する強化

また、農林水産省は、公認会計士監査制度導入の利点として以下の点を挙げている²⁶。

- ・農協の決算財務に対する社会的信頼が向上する。
- ・監査を通じた有用な情報提供による、農協の経営・業務の効率化やコンプライアンスの強化を図ることができる。
- ・内部統制の整備・運用による経営全体の効率化やガバナンスの強化（不正の防止）を図ることができる。
- ・日常業務の効率化や引継事務の簡便化を図ることができる。

しかし、JAグループとしては、以下の理由により、各農協が監査難民²⁷になりかねない事態が生じる懸念を有していた。

- ・各農協は、過疎地域も含め、全国各地に点在しており、都市部に集中している既存の監査法人では受け入れが難しい。
- ・内部統制の整備・運用上に課題が残るJAは、監査を引き受ける監査法人が見つからないおそれがある。
- ・農協と同じ非営利組織にあたる医療法人および社会福祉法人への公認会計士監査制度が、一足早く導入され、監査人が不足気味であること。

そこで、JAグループでは、監査制度の大転換に対応するために、JA全中の内部組織であるJA全国監査機構の外出しを実施、つまり公認会計士法に基づく監査法人の新設を決定し、「みのり監査法人」を設立した。みのり監査法人は、全国各地に点在する各JAに対して、監査業務を提供することを想定して設立しており、大手監査法人での十分な監査経験を有している公認会計士と、農協等の業務に精通した農協監査士が協業し、それぞれの長所を組み合わせた新たな監査業務を提供できる点に強みを持つ。また、JA都道府県中央会での監査業務経験者が多数在籍していることから、各農協へのきめ細やかな対応も可能であった。

Ⅲ. 農業協同組合監査制度の展望と課題

1. 公認会計士監査制度導入の現状

2019年度より、農業協同組合への公認会計士監査制度が始まった。近年の監査業界では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施しながらの監査対応²⁸であったため、みのり監査法人にとっても厳しい環境下での船出となった。しかし、農協改革が生み出したみのり監査法人は、公認会計士と農協監査士のそれぞれの強みを発揮した監査サービスを提供できたからこそ、全国のJA・JA連合会が会計監査人監査契約を締結するとともに、円滑に初年度の監査業務を乗り越えた²⁹ものとする。

また、農業協同組合への会計監査制度は、始まってまだ5年も満たないため、年々、業務の合理化策のノウハウが蓄積されるとともに、監査コストの合理化も図られていくものとする。現状として、全国のJAによる監査コスト合理化に向けた取組事例から、以下の傾向を把握することができる³⁰。

- ・「不要業務の整理」³¹について取り組む組合は多く、監査コストの合理化に貢献している。このため、業務の合理化につながる活動を組織的に継続することが重要になる。
- ・拠点数や取引件数等が多い、あるいは頻度が高い定常的な業務にかかる合理化策は、監査コストの合理化効果も大きい。組織横断的に取り組むことが重要になる。
- ・業務の統一化やITの活用は、相対的に長期の取組を有するものもあるが、監査コストの合理化効果も大きく期待できる。短期的な視点のみならず、中長期的な視点も大切となる。
- ・合理化策は組合の事情に応じて多様となる。システムの協同利用を背景に、投資負担を他組合と分担するなど、合理化策について視野を広く持つことが重要になる。

2. 展望と課題

現在、全国の多くのJAは、JAグループにおいて設立したみのり監査法人が、受け皿としての役割を担うことにより、監査難民を回避することに成功した。そして、JA等の業務に精通した農協監査士との円滑なコミュニケーションにより、一般監査法人にはない有用な監査サービス、ひいてはJAの健全な経営に資する監査サービスを受けることが可能である。更に、全国に点在するJAにとっては、都市部に集中する一般監査法人よりも、地域に根ざした様々な事業体・組織に監査業務等のサービスを提供することを理念とする、みのり監査法人の存在意義は非常に大きい。

従前の中央会監査では、JA自身が中央会による監査指導に依存してしまうことも少なくなかった。しかし、中央会監査制度の廃止により、昨今のJAでは、内部統制を前提とした公認会計士監査に対応するべく、JAごとの地域特性に合わせた内部統制の強化を図っており、業務内容および手順の洗い出しを通じた業務の可視化や効率化、統一化³²、不要業務の整理等に取り組んでいる。更には、ITの利活用により、紙媒体での帳票が多い決算業務関連資料のペーパーレス化や、実地棚卸業務の際の手書き入力をハンディ端末によるシステム転記入力に代えるなど³³、業務の合理化を図っている。このような状況下の中で、公認会計士と農協監査士による協業監査は、農業協同組合業務に精通する農協監査士の知見を活かし、業界特有の業務プ

ロセスやシステムによるデータフローを十分に理解したうえで、JAの地域特性に合わせたきめ細かな助言・勧告を監査の面から行うことを可能にする。農協監査士は、会計監査のみならず、業務監査の経験も豊富にあり、多岐に渡る各事業の帳票類や統制行為も熟知していることから、業務の統一化や不要業務の整理等についてJAに適切な助言・勧告を行うことができる。更に、農協監査士の多くは、JA都道府県中央会に在籍していたこともあり、全国に点在するJAへのきめ細かな高品質の監査サービスの提供を可能とする強みを持つ。つまり、上述の協業監査は、都市部のみならず、地方にも強みを持ち、全国に点在するJAへの高品質な監査サービスの提供を通じて、社会が要請する新たな監査制度への移行を可能としたのである。更に、JA監査において大半のシェアを有することにより、JAに対する監査ノウハウの短期間での蓄積が可能となり、非営利かつ地域性を有するJA特有のリスク³⁴に対応した監査サービスの提供に圧倒的な強みを持つことができる。JA側からみても、新たな監査制度への対応を機会とした内部統制の強化を通じて、健全かつ効率的な事業運営および自己改革の実践を促進することができるため、公認会計士と農協監査士による協業監査は持続可能な農業・地域共生の未来づくりに資するものと考えられる。

ただし、近年のJAの経営状況は、信用事業・共済事業にかかる収益の落ち込み³⁵が予想され、引き続き監査コストの合理化を図る取り組みの継続が重要となる。また、独立性確保の観点から、監査担当者（チームメンバー）のローテーション³⁶が求められており、その際に、再び各JAに対して多大な監査コスト等を生じさせないか、懸念も残る。

全国のJAは、厳しい事業環境を乗り越えるべく、過去から自己改革³⁷に取り組んでいるが、公認会計士と農協監査士の協業による監査は、JAに新たな付加価値をもたらす、農業界の課題解決や地域活性化に貢献することを期待したい。

おわりに

本稿では、農業協同組合における監査制度の変遷に着目し、公認会計士と農協監査士による協業監査の現状を把握し、今後の展望と課題について考察した。農協改革という大きな転換期を迎えたJAグループが、自らみのり監査法人を設立し、農業協同組合監査士と公認会計士との協業を通じて新たな監査サービスを生み出したのは、特筆すべきものがある。その意味でも、中央会監査は、戦前の産業組合中央会監査からの実績と伝統がその礎となり発展を続け、農協界から一定の評価を受けてきた監査制度であったことを忘れてはならない。

全国のJAは、厳しい事業環境を乗り越えるべく、過去から継続的に自己改革に取り組んでいる。農協改革を通じて生み出された、公認会計士と農協監査士による協業監査が、JAにどのような付加価値をもたらすことにつながるのか、今後も注目していきたい。

【参考文献】

- 栗濱竜一郎・大槻隆・田子晃・望月恒男（2020）「内部統制に関する研究」『愛知大学経営総合科学研究所叢書』（愛知大学経営総合科学研究所）第54号。
栗濱竜一郎（2011）『社会的存在としての財務諸表監査』、中央経済社。

- 公認会計士協会 (2021) 『会計監査ジャーナル 農協監査の現状と今後の展望 ～会計監査人監査の導入初年度を終えて』 第33巻5号, 第一法規株式会社.
- 公認会計士協会 (2020) 『会長通牒 2020年第1号「担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション」に関する取扱い』
- 公認会計士協会 (2017) 『会計監査ジャーナル 社会福祉法人のガバナンス確保に向けて ～持続可能な社会保障制度確立への公認会計士の貢献～』 第29巻6号, 第一法規株式会社.
- 小関勇 (2015) 「農協改革に関する一試論 - 全国農業協同組合中央会監査の改革を中心として -」 『商学集志』 (日本大学) 第85巻第1・2合併号, pp.115-125.
- 衆議院調査局農林水産調査室 (2015) 『「農協・農業委員会等の改革」についての学識経験者等の見解』.
- 自由民主党農林水産戦略調査会・農林部会, 農業委員会・農業生産法人に関する検討PT, 新農政における農協の役割に関する検討PT 他 (2014) 「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」.
- 全国農業協同組合中央会 (2023a) 「JA グループ 自己改革の取り組み」.
- 全国農業協同組合中央会 (2023b) 「JA の内部監査と働き方改革の取り組み状況について」.
- 全国農業協同組合中央会 (2022) 『私たちとJA 13 訂版』 全国農業協同組合中央会.
- 全国農業協同組合中央会 (2013a) 『新農業協同組合中央会監査制度史』 全国農業協同組合中央会.
- 全国農業協同組合中央会 (2013b) 『新農業協同組合中央会監査制度史(資料編)』 全国農業協同組合中央会.
- 全国農業協同組合中央会 (2013c) 『JA 全国監査機構のご案内』 全国農業協同組合中央会.
- 全国農業協同組合連合会 (2023) 「協同組合としての全農 協同組合とは」
<https://www.zennoh.or.jp/about/kumiai/index.html>, 2023年11月21日閲覧
- 多木誠一郎 (2020) 「平成27年農業協同組合法改正と残された課題について」 『生協総研レポート』 No.92.
- 千代田邦夫, 鳥羽至英 (2011) 『会計監査と企業統治』, 中央経済社.
- 内閣府 (2013) 『規制改革会議 今後の農業改革の方向について (平成25年11月27日開催)』.
- 内閣府 (2010) 『農業WGで取り上げるテーマに関する意見交換 (平成22年4月22日 開催) 議事概要』
- 農林水産省 (2023a) 『令和4年度 食料・農業・農村白書』.
- 農林水産省 (2023b) 『令和3年度農協監査・事業利用実態調査における農協等の監査コスト合理化に関する調査委託事業 調査報告書 取り纏め (個別の組合に対する 調査結果)』.
- 農林水産省 (2022) 『食料・農業・農村をめぐる情勢の変化 (人口減少下における担い手の確保)』.
- 農林水産省 (2019a) 『公認会計士監査への対応について』
- 農林水産省 (2019b) 『公認会計士監査の着眼点とそれへの対応について』
- 正木卓 (2016) 「改正農協法下における農協監査制度の課題と中央会の対応 - 北海道を事例として -」 『農業経済研究』 第88巻第3号, pp.293-298.
- 増田佳昭 (2013) 『JAは誰のものか 多様化する時代のJA ガバナンス』 家の光協会.
- みのり監査法人 (2020) 『JAの会計実務と監査 ～会計処理・開示実務編』, 経済法令研究会.
- みのり監査法人 (2018) 『2019年10月以降義務化JAのための会計監査Q&A』, 清文社.
- 宮内義彦, 八田進二 (2022) 『体験的ガバナンス論 - 健全なガバナンスが組織を強くする』, 同文館出版.

注

- 1 全国農業協同組合中央会を監査主体とした監査制度のことをいう。
- 2 本稿における協業監査とは、「公認会計士と農業協同組合監査士が連携し、中央会監査制度を支えてきた農業協同組合監査士の専門知識および経験を活かすことを通じて、農業協同組合に対して高品質かつ効率的な監査業務を提供する公認会計士監査」のことを意味する。
- 3 JA グループ HP 「JA (農業協同組合) とは」 <https://life.JA-group.jp/message/about/>, 2023年11月21日閲覧。JAは、総合事業と称して、「ゆりかごから墓場まで」の多目的事業を展開しており、信用事業、共済事業、経済事業等がある。

- 4 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者のことをいう。
- 5 農林水産省（2022）p.10.
- 6 農林水産省（2023b）によるものである。
- 7 農林水産省（2023a）p.218.
- 8 全国農業協同組合中央会（2022）pp.8-9.
- 9 同上 pp.14-16.
- 10 公認会計士又は監査法人でなければならない（会社法 337 条 1 項）。
- 11 現在の農業協同組合のことをいう。
- 12 全国農業協同組合中央会（2013a）p.1, p.10.
- 13 全国農業協同組合中央会（2013a）pp.28-29.
- 14 同上 p.39.
- 15 // p.45.
- 16 今でいう一般監査を指す。全国農業協同組合中央会（2013a）p.42.
- 17 全国農業協同組合中央会（2013a）p.42.
- 18 みのり監査法人（2020）p.11.
- 19 旧農業協同組合法第 73 条の 38 で規定された国家資格である。
- 20 農業協同組合監査士 専任要件規程第 2 条を参照されたい。
- 21 内閣府（2010）p.9.
- 22 全国農業協同組合中央会（2013a）p.349.
- 23 単位農協の略称であり、各 JA のことを意味する。
- 24 小関勇（2015）p.116.
- 25 全国農業協同組合中央会（2013a）p.349.
- 26 農林水産省（2019a）pp.1-3.
- 27 監査法人を確保出来ない事態のことをいう。
- 28 往査の制限、決算スケジュールの遅れへの対応など
- 29 公認会計士協会（2021）p.8.
- 30 農林水産省（2023b）pp.73-74.
- 31 同上 p.49. 例として、同一のシステムから出力される帳票間の数値等の整合性を確認する手続、検証等の意味を持たない検印作業が挙げられる。
- 32 // p.38.
- 33 // pp.57-58.
- 34 米穀の共同計算にかかる会計処理、信用債権・経済債権にかかる自己査定などが挙げられる。
- 35 農林中央金庫が JA に支払う「奨励金」の利率の圧縮に伴う信用事業収益の減少、JA の共済を推進する LA（ライフアドバイザー）の減少に伴う新規契約数の減少等が考えられる。
- 36 公認会計士協会（2021）。2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、業務執行社員のみならず、監査補助者についても必要に応じてローテーションを行うことが求められる。本規定の適切な運用により、「新たな視点（フレッシュアイ）」と「独立性」を確保しつつ、「十分な知識・経験」を活かした高品質な監査が可能となる。
- 37 2014 年より、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標に、創意工夫ある取り組みを実施している。

